

環境保全協定書の概要

締結当事者

- ・甲斐市（以下「市」という。）
- ・DSグリーン発電甲斐合同会社（発電事業者、以下「乙」という。）
- ・グリーンサーマル甲斐株式会社（発電所運営管理者、以下「丙」という。）

目的

地域住民の健康を保護し、住み良い生活環境を保全するため、市と乙及び丙が連携し、乙及び丙の事業活動に伴う公害発生を防止することを目的としています。

公害防止対策

乙及び丙は、事業活動に伴う公害発生防止に関して、大気汚染、水質汚濁、騒音等の対策を積極的に実施することを定めています。また、関係法令に定めのあるもの以外についても、定期的な測定と市への報告を義務付けています。

発電時に燃焼する燃料

乙が発電所において発電する際に燃焼する燃料は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号、その後の改正を含む。）による事業認定で定められた木質バイオマス燃料のみ（起動停止または非常時に使用する重油を除く）としています。

燃料の搬入

乙及び丙は、発電所及び双葉スポーツ公園南側に整備された貯木場への原木、木質チップの搬入にあたり、従業員並びに関係事業者が、指定された区間において、法令順守の他、細心の注意のもと通行するよう、教育、指導その他必要な措置を講じることとしています。

公害又は事故発生時の措置

乙及び丙は、発電所内施設の故障、破損その他の事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講じるとともに、市に連絡してその対処について指示を受けるものとし、原因の排除に努めることとしています。

その他

本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等の生じた事項については、市と乙及び丙が協議して決定するものとしています。